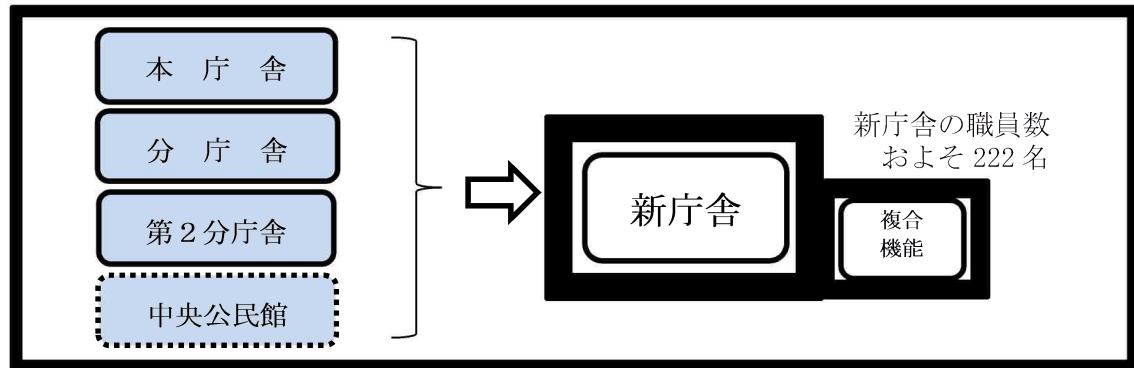


新庁舎の規模（案）について

4. 新庁舎の規模

4.1 庁舎の規模

現在の敷地内には、本庁舎、分庁舎、第2分庁舎、中央公民館がある。新庁舎の整備にあたっては、改めて必要となる機能を整理した上で適正な規模を設定する。



4.1.1 前提条件

庁舎の規模の算定にあたっては、以下の職員数及び議員数を前提条件として設定する。

(1) 職員数

令和5年4月1日現在の村職員のうち、出張所、小学校、中学校、「国際教育研修センター」、「おぶちこども園」、「千歳平診療所」、「保健相談センター」、「にこにこ塾」、「なかよし塾」、「学校給食センター」、「泊地区ふれあいセンター」「千歳平地区公民館」「六ヶ所消防署」を除く職員数は、222人。

今後、定員適正化計画及び行政改革等で検討することで、適正な職員数と新庁舎に配置する課等についても検討することとしている。

(2) 議員数

村議会の議員数は「六ヶ所村議會議員の定数を定める条例」に定める議員定数16人とする。

4.1.2 新庁舎面積

(1) 基準に基づく新庁舎面積

新庁舎の面積の算定は、総務省が起債の許可にあたり設けた「起債許可標準面積算定基準」及び、国土交通省が官庁施設の營繕計画を実施するための基準として制定した「新営一般庁舎面積基準」並びに、「市町村役場機能緊急保全事業」による算出方法がある。

各算出方法による新庁舎の必要面積は、延床面積 4,247~9,618 m²程度と想定される。

表 4-1 各算定方法による新庁舎の必要面積

	総務省 庁舎起債基準面積 (m ²)	国交省 新営一般庁舎面積 (m ²)	役場機能緊急保全事業 (m ²)
執務面積	1755.0	1,622.6	9,013.2
付属面積等	3197.0	2064.8	
議場等	560.0	560.0	560.0
合計	5,512.0	4,247.4	9,617.6

※算出面積の値は、小数点第 2 位を四捨五入。

(2) 新庁舎の想定面積

(1)で算出した新庁舎の必要面積を踏まえ、各種機能の導入を考慮し、新庁舎の想定面積を 9,700 m²程度とした。

4.2 複合施設の規模

「3.2 複合機能」において設定する新庁舎と複合化する機能に応じて、施設規模を検討します。

4.3 駐車場の規模

駐車場は、平面で設けることを想定しており、必要となる面積の試算を行います。

4.3.1 1台あたりの駐車スペース

「道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）」には、駐車ますを定める場合、奥行きについては「5.0m」、幅については「2.5m」を標準としているところが多いため、1台あたりの必要面積を幅 2.5m × 奥行き 5.0m = 12.5 m²とします。

また、必要な駐車場面積としては、車路等も含まれるため、このことを考慮して 1台あたり 25.0 m²として駐車場面積を算定する。

4.3.2 必要な駐車台数

(1) 公用車駐車場

公用車台数は、令和4年3月時点での35台です。これについては、全て車庫内への駐車を想定しています。

(2) 来庁者用駐車場

現在、本庁舎において駐車可能な台数は、庁舎前41台と多目的広場32台の計73台となっています。

自家用車での来庁者台数の想定については、複合施設により、変化があることから、現在同様の「73台」で想定することとします。

(3) 職員駐車場

現在、職員で自動車通勤しているのは、職員数の約9割程度ですが、職員数と同数とします。

4.3.3 必要な駐車場面積

車路等を含めた1台あたりの必要面積を全て「4.3.1 1台あたりの駐車スペース」で想定した25.0m²とした場合、必要とされる駐車スペースは次のとおりとなります。

表 4-2 必要な駐車場面積

	必要台数（台）	必要面積（m ² ）
公用車駐車場	33	825
来庁者駐車場	73	1,825
職員駐車場	222	5,550
合計	328	8,200

4.4 敷地面積

基本構想においては、庁舎建設に必要な面積及び駐車場スペースに加え、様々な機能を兼ね備える必要があり、また、庁舎移転にあわせて、新庁舎を核として新たな機能を持たせるなどの将来的な拡張が可能となる面積を確保することも重要であるとしています。そして、庁舎及び複合機能の建物・駐車場・その他外構・緑地面積を含め、かつ将来的な拡張性を考慮して、敷地面積を30,000m²程度としています。